

以上の調査の結果、明らかになった主な項目として、以下の7点が記述されている。

①男性の高齢者よりも女性の高齢者の方が、また高年齢になるほど虐待を受ける割合が高くなっており、欧米調査と同様の傾向にある。

②被虐待高齢者のADL面では、8割が日常生活上の介護を必要とする者であった。要介護高齢者ほど虐待を受けやすい、と指摘する欧米調査と類似する結果であった。

③高齢者が受けた虐待などの種類では、身体的などのAbuseもさることながら、neglect（世話の怠慢など）の割合が非常に高かったが、今後、社会行動化学研究の課題である。

④約9割の被虐待高齢者が何らかの公的保健福祉サービスを受給していたが、しかしこのことは、虐待などの阻止に十分効果を発揮する保健福祉水準に達していないことを間接的に証明していると思われる。

⑤一方、虐待者は男性よりも女性が多く、年齢も14歳から86歳までの広い年齢層であったが9割以上が親族であった。この点欧米調査では、友人らを中心とする非親族や保健福祉従事者による虐待が平均して2~3割を占める現状をみると、より密室的な虐待状況にある。

⑥主たる介護者と虐待者の相関については、娘、嫁の虐待率は7割以上、息子、配偶者は6割以上という高い相関関係にあったが、このことは家族間や社会での介護体制の不備を示している結果となっている。

⑦虐待などに至った主な要因については、家族の「人間関係の不和」と「介護に伴う介護者の心身の疲労」が約4割を占めたが、このことは社会的介護体制の不十分さや、家族調整問題に対処する相談福祉体制が十分でないことを表している。

（田中 荘司、老人虐待の調査実態からみえてきたもの⁴⁾、保健婦雑誌 vol151. no7, 522-523, 1995より引用）

以上の調査結果は、在宅介護支援センターの職員に対して行なった、いわば間接的な調査で事例もわずかではあるが、わが国の高齢者虐待についての調査としては、初めての内容であった。そして、この調査と同様の方法論を用いた調査が2000年まで、10以上も行われることになったのである。

1994年は、わが国で始めて高齢者虐待の調査報告書が発表されただけでなく、この問題に関わるさまざまな文献が発表されている。虐待発生の原因として考えられている、介護者の介護負担について検討として、上田照子氏による、「在宅介護老人を介護する高齢者の負担に関する研究」⁵⁾（日本公衆衛生誌、Vol141、p499-506、1994）や斎藤雅彦氏の「東京都区部における在宅痴呆老人介護の実態と介護者の負担」⁶⁾（老年精神医学雑誌、Vol15. (2). p187~196、1994）や高齢者の人権擁護という観点から、高齢者の財産保護のあり方と現在の課題等を扱った安藤明夫氏の「家族関係とシルバーハラスメント：新シリーズ 高齢者の財産を守る(1)」⁷⁾（賃金と社会保障、No. 1141 pp29-35 1994）や高齢者を法的に保護する方法について検討した新井誠氏の「高齢社会の成年後見法」⁸⁾（有斐閣、1994. 7）が次々に発表された。

そして、この年には、多々良紀夫氏による「老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取

り組んでいるか」⁹⁾が筒井書房より出され、高齢者の虐待について米国の取り組み状況が詳細に報告された。

以下が、多々良氏によって紹介された米国における高齢者虐待の定義および解説である。

『アメリカにおいて、老人虐待は各州の法律によ定義は、相当の違いがある。広義では、①家庭内虐待、②施設内虐待、③自己放任または自虐の3つに分類できる。施設内虐待とは①身体的虐待：意図的に物理的な力を行使し、身体の傷、痛みまたは欠損を結果としてもたらすもの②性的虐待：あらゆる形態における高齢者との合意のなされていない性的接触③情緒的/心理的虐待：脅し、侮辱、威圧、などの言語による、または非言語による虐待的行為によって、心理的または情緒的な苦痛を意図的に与えること④放任：意図的または結果的にケア提供者がケア提供に関わる約束または義務を履行しないこと⑤金銭的/物質的な搾取：許可なくして老人の金銭、財産、またはその他の資源を使うこと老人虐待に関わる主要定義1. 高齢者アメリカ人法144項における老人虐待の定義①老人虐待の主たる三つの形態・身体的虐待 (physical abuse)・放任 (neglect)・搾取 (exploitation) ②虐待とは・意図的な傷害の行使、不条理な拘束、脅迫、または残酷な罰を与えることによって、身体的な傷、苦痛または精神的な苦痛をもたらす行為・身体的な傷、精神的な苦痛、または精神障害を防ぐに必要な物やサービスをケア提供者からとりあげられること③放任とは・身体的な傷、精神的な苦痛、または精神障害を防ぐに必要な物やサービスを得ることを怠る (自己放任)、またはケア提供者がそのような物やサービスを提供することを怠ること④搾取とは・ケア提供者が、高齢者の資源を、不法に、または不適切にケア提供者自身の金銭的利益や個人的利益のために使うこと⑤ケア提供者とは・高齢者のケアに責任を持つ者。提供者となる経緯は、任意のもの、契約によるもの、ケアに関する費用を受け取るもの、家族として、当該行政区における裁判所の命令によるものを全てを含む。⑥身体的傷害とは・身体的痛み、傷、傷害 (欠損)、病気をひきおこすもの2. 全国老人虐待資源センターによる老人①身体的虐待 (physical abuse)・身体の傷、痛み、障害 (欠損) をひきおこすような物理的な力を偶発的でなく行使すること②性的虐待 (sexual abuse)・高齢者との合意に基づかないあらゆる形態の性的接触③情緒的/心理的虐待 (emotional/psychological abuse)・脅迫、侮辱またはその他の言語によるまたは言語によらない虐待的行為により、精神的または情緒的な苦痛を意図的にひきおこすこと④放任 (neglect)・ケア提供者が、意図的または結果的にケア提供に関わる約束または義務を果たさないこと⑤金銭的/物質的搾取・高齢者の資金、財産その他⑥その他 (all other types)・上記のカテゴリーに含まれないが、各州にて定義されるあらゆる虐待⑦自虐/自己放任 (self-abuse/self-neglect)・自分自身の健康や安全を脅かすことになる、自分自身に対する不適切なまたは怠慢な行為』

このように発表された米国虐待研究所による高齢者虐待の定義は、わが国において現在にいたるまで基本的な定義として、多くの文献に引用され続けている。

さらに、この時期まで、高齢者虐待については、米国の状況が中心的であったが市川一

宏氏によって、「イギリスにおける高齢者虐待の現状と課題ロンドン通信②」¹⁰⁾（社会福祉研究第60号、PP188-192）が発表され、イギリスでの高齢者虐待の現状やその取り組みについて初めて紹介された。この論文で市川氏は、イギリスの高齢者虐待は、すでに1970年代に発見され、問題視されていたにも関わらず、次のような3つの要因によって対応が遅れたことを指摘しており、わが国にとって、興味深い内容となっている。

『その要因としては、第1に、平均寿命が延びた結果、75歳以上の後期高齢者の数が増加し、また経験したことのない規模で、病弱もしくは障害をもつ高齢者のケアが緊急の課題となったこと、第2に家族および地域の変容によって社会的に孤立する危険性が高まり、精神的プレッシャーや葛藤がまともに家族の日常生活を直撃していること、第3に、社会福祉財源のカットと相まって、家族のケアが強調されてきていること、などが考えられる。』（イギリスにおける高齢者虐待の現状と課題ロンドン通信②社会福祉研究 第60号 PP188 より引用）。

1995年に入って、高齢者虐待については、保健婦雑誌や月刊総合ケアという月刊誌に特集でとりあげられたことにより、社会的な認知度が高まったと考えられる。とくに保健婦雑誌 vol151 では、柄澤昭秀氏による「老人虐待をめぐって—米国の事情を中心に—」¹¹⁾という米国の状況とわが国の現状と虐待の発生要因や施策の方向性をはじめに、田中荘司氏による老人虐待の調査結果からみた対応策¹²⁾、高崎絹子、佐々木明子、谷口好美氏らによる高齢者虐待に関わる日本の特徴と支援活動の方向性への論考¹³⁾、さらに、現場からは、澤田咲子氏¹⁴⁾、青山幹子氏¹⁵⁾らの具体的な在宅への訪問活動や指導を通して考えられた「老人虐待」の実態と今後という内容となっており、前年までの、諸外国からの紹介や実態把握から一段階すすんだ対応策をも含めた著述が発表されるようになってきている。

さらに、この年は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会権利擁護センターから、「すてっぷ、権利擁護ハンドブック」¹⁶⁾、「野田愛子編痴呆性高齢者権利擁護相談マニュアル」¹⁷⁾等も出され、高齢者の権利擁護のための具体的なマニュアル類が発表されており、具体的な問題に対応するためのマニュアルが必要であるという認識が広がってきたことを示している。

調査研究についても、中村雪江により、「高齢者虐待調査研究報告書」¹⁸⁾が発表された。この報告書でまとめられているのは、対象を東京都医療社会事業協会会員が所属している300機関への調査結果である。この調査では、虐待の事例を医療機関36名（76.6%）、施設3名（6.4%）、その他5名（10.6%）、不明3名（6.4%）から収集している。

この他に、全国労働組合総連合会（連合）が、要介護者を抱える家族9,800名を対象に実施し、有効回答2,104名を対象に分析した結果を示した¹⁹⁾。この調査結果の中に介護者の10人に3人が高齢者に憎しみの感情を持ったことがあると回答され、2人に1人が食事の世話の放棄や暴力・暴言といった何らかの虐待を行なったことがあるというセンセーショナルな報告がなされた。この結果は、高齢者虐待についての社会的な関心を高める結果となった。

1995年に続いて、1996年も多くの調査報告書や文献が発表されている。「高齢者虐待予防と看護支援に関する研究」²⁰⁾においては、老人虐待の実態や介護家族の状況、虐待の生じる背景や特質を把握するとともに、それに関わる看護職の対応状況や対応する上での意識や専門的研修の実態を都市部、農村部とその中間の3地域の比較をしながら検討し、今後の老人への虐待の予防の看護支援の方向性を見出すことを目的とし、埼玉県、福岡県、山形県の保健所、市町村、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターなどを対象（埼玉県の全市町村92ヶ所、福岡県の全県保健所21ヶ所、政令市保健所15ヶ所、市町村93ヶ所、訪問看護ステーション50ヶ所、在宅介護支援センター41ヶ所、山形県の全県保健所8ヶ所、市町村44ヶ所、訪問看護ステーション50ヶ所、計368ヶ所）とし、これらの施設で勤務するすべての看護職計1811名に対して、調査を行なっている。

この結果、高齢者虐待の報告数は埼玉52例、福岡2例、山形37例、合計171例が収集され、保健婦や訪問看護婦ら的高齢者虐待に対する取り組みが明らかにされた。

この年には、長寿社会開発センターから「イギリス社会サービス改革の現状V—イギリスにおける高齢者虐待対策—」²¹⁾、「イギリス社会サービス改革の現状IV—質向上のための監査精神障害をもつ高齢者施設のケア基準—」²²⁾が発表され、高齢者施設内の虐待における予防や対応策への関心も示された。このことは、田中とも江氏が日本老年看護学会第1回学術集会で発表した「抑制のない看護の実践」²³⁾という試みについてへの関心と相まって、施設における介護のあり方と「抑制」と「虐待」の違いは何か、「虐待」とは、どのような行為をいうのかといった議論を深める契機となったと推察される。

1997年には、全国規模で高齢者虐待のアンケート実態調査を行い、その誘因や大所策を検討する。虐待状況の類型化とあわせ、その背景を多角的に分析、誘因となる状況への効果的対処・予防策を考えることを目的として行われた「高齢者虐待の全国実態調査」²⁴⁾報告書が発表された。

調査は、郵送によるアンケート調査で対象者は、全国の保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人性痴呆疾患センター、精神病院・診療所等4150機関である。調査内容は、それぞれの機関で1995年4月1日～1996年3月31日までの1年間に取扱った高齢者虐待事例すべてについて記載を依頼している。調査はA、B2種類からなりたっている。A調査は、それぞれの調査機関における高齢者相談窓口業務の活動状況の実態と虐待事例発見状況、対処内容の把握について回答するものであり、B調査は、高齢者虐待事例の被虐待者と虐待者の状況、問題把握と専門職者の支援内容把握するものである。回収率は、A調査36.9%（1531機関）で、B調査の報告数は492機関より977事例である。

調査結果は、虐待事例発見のきっかけ・動機や高齢者虐待の要因・誘因、虐待者の背景、虐待の原因など先行研究と同様の内容を全国規模で行なうという形になっている。

この結果、被害者は、全国の65歳以上の人口構成と比較しても女性の割合が高いことから、高齢者虐待では男性より女性が、そして高齢のほうが受けやすい。あるいは、虐待者

の背景として、親族以外が虐待することは極めてまれであり、配偶者を含む親族が虐待しており、しかも同居している場合が多いこと。

虐待分類別の出現率は世話の放棄・拒否最も多く、次いで身体的虐待、心理的虐待の順であり、経済的虐待が続き、性的虐待が最も少ない。それぞれの虐待は重複していることが多いこと、虐待を自覚しているのは3分の1もいなかったなど先行研究結果とほぼ同様の分析結果であったことが示されている。

また、この年には、江原勝幸氏によって、「医療・保健・福祉専門職の責任と期待：老人虐待 米国からの報告-1」²⁵⁾、「虐待の基本的知識：老人虐待 米国からの報告-2」²⁶⁾、「虐待の実態と主な原因：老人虐待 米国からの報告-3」²⁷⁾、「問題解決へのアプローチ：老人虐待 米国からの報告-4」²⁸⁾、「チームアプローチの必要性とその課題：老人虐待 米国からの報告-5」²⁹⁾が訪問看護と介護に連載され、近年の米国のカリフォルニア州の高齢者虐待防止事業に関する情報が提供された。

先に示した看護専門職による高齢者虐待へのアプローチだけでなく、ソーシャルワークの一つの課題として、高齢者虐待問題にとりくむといった山口光治氏による「わが国の在宅高齢者虐待に関するソーシャルワーク援助—高齢者虐待の概念整理を中心に—」³⁰⁾（ソーシャルワーク研究、Vol.22(4)、PP55-64）という研究的な論文も発表され、社会福祉専門職が高齢者虐待に対する関心の高さも示されている。

そして、1994年にわが国ではじめての虐待に関する調査報告をまとめた田中荘司氏によって、実践報告として、高齢者の権利擁護をめざして—「日本高齢者虐待防止センターの電話相談活動」³¹⁾（社会福祉研究、No.68、PP71-75）が報告された。これは、高齢者虐待問題の重要性を調査から痛感した田中氏が、米国、イギリスで整備されている相談・通報機関の日本版として発足した、「日本高齢者虐待センター（通称ヘルプライン）」の活動状況である。このセンターは、田中氏をはじめとし、すべてをボランティアでささえられており、今後の課題としては、センターの運営に関するマネジメントの問題、専門技術の検討と専門家の養成が緊急の課題であることを提言している。

1998年には、P. Decalmer and F. Glendenning(eds.)による *Mistreatment of Elderly People*, SAGE 1993 の翻訳である「高齢者虐待発見・予防のために」³²⁾が田端らによって発表された。原書は、高齢者虐待の実証研究のレビューと理論的な整理が行われており、虐待防止のための方策が示されている。当時、わが国では、依然として、虐待に関する理論的・実証的かつ体系的な研究書がまとめられていないことから本書は、日本語として出版されるにいたったと説明がなされている。本書では、具体的な事例があげられており、2章では、以下のようなウルフとピレマーの1989年の分類を紹介している。

1. 身体的虐待—身体的損傷や苦痛を与えること。身体的強制、性的苦痛、身体的拘束。
2. 心理的虐待—精神的苦痛を及ぼすこと
3. 物的虐待—資金や資源の違法または不当な搾取および（または）使用。
4. 意図的放置—介護を引き受ける義務の拒否または不履行（意識的かつ意図的に身体的

表す内容の著書³⁹⁾や上田照子氏によって、「在宅要介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景」⁴⁰⁾という論文が日本公衆衛生誌に発表された。上田氏は、『家族介護者による不適切処遇を虐待・放任の一部、あるいは、虐待・放任の前段階としてとらえ検討を行なった』と示しており、1998年に上田氏が発表した「在宅要介護高齢者の虐待に関する調査研究」⁴¹⁾（日本公衆衛生誌 Vol. 45(5)P437-448、1998）に続く研究成果が発表されている。

介護保険制度という介護サービスを社会保険制度によって給付するという試みがはじまった中、権利擁護システムの社会での確立をめざし、特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン編による「患者の権利オンブズマン」⁴²⁾という著書も発表された。

2001年に発表された Chris Phillipson and Paul Kingston の Elder abuse in perspective の翻訳書である「老人虐待論」⁴³⁾は、イギリスの高齢者虐待に対する取り組みを北米との比較でとらえてあり、米国の高齢者虐待に関する情報に偏りが多いわが国にとっては、興味深い内容が示されている。

2000年代の高齢者虐待についての著書や論文、報告書は、収集が十分でないこともあるが、1995-1998年に比較すると少なくなっている。これは、高齢者虐待という実態を把握することが従来のアンケート調査や訪問面接手法では難しく、実数の把握などできないこと。このため、具体的な対応策について、行政で一致した見解を取りづらいこと、法的に親族の介護を規定するものがないこと。虐待を発見した場合の通告義務の規定がないこと、また通告に対しての免責規定をどうすべきかの議論があること、被虐待者の保護規定について、どこで保護するのか、その基準をどうすべきかなど、あまりに多くの問題があるため、次の段階の研究へすすむことが難しくなっているのではないかと予想する。

これまでの研究では、第一段階として、高齢者虐待の現状把握をかなり行なってきた。しかし、調査方法は、いずれも社会福祉や看護関連の間接的な把握であることから、研究者らの対象は、面接に応じたわずかな事例によるものとなっている。しかも、家族による高齢者虐待の実態は、事例発表という表現にしか馴染まないため、客観的な記述や数量的な把握が困難となっている。したがって、虐待の種類や発生率の数値に信頼性があるかの課題を残すことになっており、依然として、わが国の家族による高齢者虐待の発生率は、不明という状況である。ただし、このような実態は、諸外国でも類似の状況といえ、とりわけ家族による高齢者の虐待の発生率は、推計値として表されることが多い。

また、研究者らの興味は、虐待の発見からその予防のために、虐待原因へといく傾向が強い。このため第二段階の研究としては、どのような家族環境で、どのような条件によって、虐待が起こる可能性が高いということを目的とした検討が多いようである。

おそらく、この一連の研究の成果としては、次の段階として、こういう原因をもった家族には、虐待を起す可能性が高いというチェックリストが出されることになるとは期待される。

3. わが国に紹介された高齢者虐待の定義

先に、「2.」の文献研究において、わが国における高齢者の人権擁護システムを検討するために必要な資料を収集し、整理した結果を示した。この表で明らかのように、わが国における虐待の定義は、そのほとんどがアメリカ合衆国における内容をそのまま引用しているものが多いことがわかる。

しかも、これらの虐待の定義は、同じアメリカ合衆国で用いられている定義といっても微妙に違いがある。こういった社会問題に関わる行政的な研究を開始する際に、定義が重要とされる理由は、最初になされる定義が、この社会問題に対して、目標をどう定め、どう対処すべきかを決定する際に常に関わりをもつことになるからであるが、わが国においては、その定義を示すだけの資料がないというのが現状であると認めざるを得ない。

虐待を概念化し、定義することは難しい。このことは、諸外国の研究者が繰り返し述べていることである。その理由は、とくに家庭内での虐待は、いわば私的な領域（家庭環境）で行われるため、その多様性、多義性について、どのように理解すべきかに議論があること。あるいは、施設などで存在する虐待といわれる現象も半公的な環境、それに類する特殊な環境でおこることによって、この現象を説明できるような普遍的な見解がないこと。

この他に、いわゆる広い一般社会で通用する虐待の定義との整合性が一致しにくいことなどがその理由としてあげられる。

さらに、被害者の立場からの虐待の定義とするのか、介害者の立場からとするのか、あるいは、医師、看護婦、ソーシャルワーカーの立場というように、虐待を検討する専門職の立場によっても定義が異なることがあり、この定義を行なうという最初の段階の作業をより困難にしていると考えられる。

しかしながら、何らかの定義を行なうことなしには、実態は把握できないことから、先行研究においては、主にアメリカ合衆国の高齢者虐待の定義を利用しているものと考えられた。

そこで、本研究においては、すでに虐待として他者（主に専門職）が認知している事例から、その現象を抜粋し、その現象が生じるプロセスを整理することによって、一般の市民が虐待と認知するためには、どのような段階と資料が必要であるかということを考察することにした。なお、これらの考察のプロセスとその内容については、第4章の「まとめ」の部分に詳細を述べた。

表 3-1 主要文献中の「虐待」の定義

<p>老人虐待</p> <p>金子善彦</p> <p>1987</p>	<p>第6章では老人虐待の分類</p> <p>内容別 (P195-196)</p> <p>(1) 身体的なもの 暴力をふるうこと、行動の制限や強要をも含む。</p> <p>(2) 与えるべきものを与えない 英語でいう「neglect」に相当する 無視、放置、怠慢に加えて、もうちょっと積極的な拒否や妨害を含む。</p> <p>(3) 精神的なもの 積極的な攻撃や圧迫だけでなく、無視や間接的なものも含む。</p> <p>(4) 物質的なもの いわゆる経済的な面での虐待</p> <p>加害者別 (P197の図で説明)</p> <p>強弱関係の経時的状況から見た分類 (P214の図、P216の図で説明)</p> <p>老人虐待を生じさせやすい状況からみた分類 (P217の図で説明)</p>
<p>老人虐待</p> <p>ジョーゼフ J コスタ</p> <p>中田智恵海</p> <p>1988</p>	<p>マサチューセッツ州における調査の際に使った定義 (p86)</p> <p>「虐待」：身体的な苦痛、けが、衰弱させるほどの精神的苦痛を故意に加えること、不当な監禁、あるいは心身の健康維持に必要な介護を介護者が故意に行わないこと。</p>
<p>老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか～</p> <p>多々良紀夫・二宮加鶴香</p> <p>1994</p>	<p>アメリカにおいて、老人虐待は各州の法律による定義は、相当の違いがある。(P12)</p> <p>広義では、①家庭内虐待、②施設内虐待、③自己放任または自虐の3つに分類できる。</p> <p>施設内虐待とは (P13)</p> <p>①身体的虐待：意図的に物理的な力を行使し、身体の傷、痛みまたは欠損を結果としてもたらすもの</p> <p>②性的虐待：あらゆる形態における高齢者との合意のなされていない性的接触</p> <p>③情緒的/心理的虐待：脅し、侮辱、威圧、などの言語による、または非言語による虐待的行為によって、心理的または情緒的な苦痛を意図的に与えること</p> <p>④放任：意図的または結果的にケア提供者がケア提供に関わる約束または義務を履行しないこと</p> <p>⑤金銭的/物質的な搾取：許可なくして老人の金銭、財産、またはその他の資源を使うこと</p>

老人虐待に関わる主要定義

1. 高齢者アメリカ人法144項における老人虐待の定義 (P82)

①老人虐待の主たる三つの形態

- ・身体的虐待 (physical abuse)
- ・放任 (neglect)
- ・搾取 (exploitation)

②虐待とは

- ・意図的な傷害の行使、不条理な拘束、脅迫、または残酷な罰を与えることによって、身体的な傷、苦痛または精神的な苦痛をもたらす行為
- ・身体的な傷、精神的な苦痛、または精神障害を防ぐに必要な物やサービスをケア提供者からとりあげられること

③放任とは

- ・身体的な傷、精神的な苦痛、または精神障害を防ぐに必要な物やサービスを得ることを怠る (自己放任)、またはケア提供者がそのような物やサービスを提供することを怠ること

④搾取とは

- ・ケア提供者が、高齢者の資源を、不法に、または不適切にケア提供者自身の金銭的利益や個人的利益のために使うこと

⑤ケア提供者とは

- ・高齢者のケアに責任を持つ者。提供者となる経緯は、任意のもの契約によるもの、ケアに関する費用を受け取るもの、家族として、当該行政区における裁判所の命令によるものを全てを含む。

⑥身体的傷害とは

- ・身体的痛み、傷、傷害 (欠損)、病気をひきおこすもの

2. 全国老人虐待資源センターによる老人虐待の定義 (P83)

①身体的虐待 (physical abuse)

- ・身体への傷、痛み、障害 (欠損) をひきおこすような物理的な力を偶発的でなく行使すること

②性的虐待 (sexual abuse)

- ・高齢者との合意に基づかないあらゆる形態の性的接触

③情緒的/心理的虐待 (emotional/psychological abuse)

- ・脅迫、侮辱またはその他の言語によるまたは言語によらない虐待的行為により、精神的または情緒的な苦痛を意図的にひきおこすこと

④放任 (neglect)

- ・ケア提供者が、意図的または結果的にケア提供に関わる約束または義務を果たさないこと

⑤金銭的/物資的搾取

- ・高齢者の資金、財産その他

⑥その他 (all other types)

- ・上記のカテゴリーに含まれないが、各州にて定義されるあらゆる虐待

⑦自虐/自己放任 (self-abuse/self-neglect)

- ・自分自身の健康や安全を脅かすことになる、自分自身に対する不適切なまたは怠慢な行為

<p>ひとりで抱えこまないで痴呆性高齢者虐待の実態</p> <p>臼井キミカ・大国美智子他</p> <p>1997</p>	<p>虐待の分類 (P3)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体的暴力による虐待 2. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢による虐待 3. 心理的傷害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 性的暴力による虐待
<p>「老人虐待」の予防と支援</p> <p>高崎絹子</p> <p>1998</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. アメリカで用いられる虐待の定義を紹介 (P6-7) <p>高齢アメリカ人法第144条： アメリカ老人虐待センター他の分類 (多々良紀夫「老人虐待」を引用)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的虐待 ②性的虐待 ③情緒的虐待 ④放任・放置 ⑤金銭的・物質的搾取 ⑥その他 <ol style="list-style-type: none"> 2. 我が国における種類と定義の例として、田中荘司の報告書の定義を紹介している（「高齢者の安全確保に関する調査研究事業報告書—高齢者虐待の実態に関する調査研究—財団法人長寿社会開発センター、平成9年3月」(P8) <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体的暴力による虐待 2. 性的暴力による虐待 3. 心理的障害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢
<p>高齢者虐待発見・予防のために</p> <p>ピーター・デカルマー/ フランク・グレンデニング</p> <p>1998</p>	<p>研究者ごとに類型化、概念化の相違があることとそれぞれの研究者の定義、研究内容の紹介を行っている。</p> <p>第2章では具体的な事例を挙げ、ここではウルフとピレマーの1989年の分類を紹介している。(P48-49)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体的虐待—身体的損傷や苦痛を与えること。身体的強制、性的苦痛、身体的拘束。 2. 心理的虐待—精神的苦痛を及ぼすこと 3. 物的虐待—資金や資源の違法または不当な搾取および(または)使用。 4. 意図的放置—介護を引き受ける義務の拒否または不履行(意識的かつ意図的に身体的または情緒的な苦痛を高齢者に与えようとする場合を含む)。 5. 消極的虐待—介護をする義務の拒否または不履行(意識的かつ意図的に身体的または情緒的な苦痛を高齢者に与えようとする場合を含む)。 <p>第10章では「高齢者虐待—活動のための指針」(Age Concern England, 1991)作成の経緯と指針の項目を挙げている。</p> <p>項目1. が虐待の定義にあたる内容になっている。(P201-202)</p>

	<p>1. 虐待とは何か—身体的虐待、心理的虐待、剥奪、強制的な隔離性的虐待、薬物の乱用、金銭的な虐待 補遺で具体的な虐待の内容を紹介している (P215)</p> <p>①身体的虐待—なぐる、平手打ち、押し倒す、監禁する ②心理的虐待—恐喝、非難あるいはののしる ③食物、暖房、衣類、快適さの剥奪 ④高齢者を強制的に隔離—他人と会ったり、話をさせない ⑤性的虐待 ⑥誤った方法 (回数・量等) で医薬品を与えること ⑦ (高齢者の) お金と残財産を取り上げること</p>
<p>高齢者虐待 いのうえせつこ 1999</p>	<p>諸外国の高齢者虐待の定義の紹介 (p31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク市の高齢者虐待等の定義 身体的虐待—身体的な苦痛や傷害、または身体的な強制 (自分の意志に反する行為)。 心理的虐待—精神的な苦痛を与える。 経済的虐待—不法な、また承諾を得ない搾取 (年金や財産。高齢者本人でない承諾)。 放置—世話をする責任を拒絶したり怠ったりする。 ・カナダの高齢者虐待の定義 身体的虐待—身体的な苦しみや傷を与えたり、身体を強制的に拘束する (その人の意志に反する行為)。 心理的虐待—精神的な苦痛を与える。 経済的・物的虐待—不法な、また (本人に) 承諾を得ない搾取 (年金や財産を使ったり、高齢者本人が承諾しない本人以外の使用)。 放置—世話をする責任を拒絶したり、怠ったりする。 ・ロンドン市 身体的虐待—身体的な苦痛や傷害を与えたり、身体的拘束をする。 心身的虐待—言葉の暴力。脅し。辱める。無理やりの要求。わざとの無視。 経済的虐待—お金を無断で引き出す。勘定書をごまかす。 放置—基本的な要求を故意に拒絶する。 性的虐待—強制的な性的行為。

*なお、「虐待」の定義がないものについては、本の内容から定義と考えられる箇所を抜粋した

引用文献

- 1) 金子善彦：老人虐待, 星和書店, 1987
- 2) ジョーゼフ J コスタ著 中田智恵海訳：老人虐待, 海声社, 1988. 9
- 3) 田中荘司：高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究, 高齢者処遇研究会, P88, 1994
- 4) 田中荘司：老人虐待の調査実態からみえてきたもの, 保健婦雑誌, Vol. 51 (7) , P517-532, 1995

- 5) 上田照子：在宅介護老人を介護する高齢者の負担に関する研究, 日本公衆衛生誌, Vol. 41(6) , P499-506, 1994
- 6) 斎藤雅彦：東京都区部における在宅痴呆老人介護の実態と介護者の負担, 老年精神医学雑誌, Vol. 15. (2) , P187-196 , 1994
- 7) 安藤明夫：家族関係とシルバーハラスメント：新シリーズ 高齢者の財産を守る (1) , 賃金と社会保障, No. 1141, P29-35, 1994
- 8) 新井誠 : 高齢社会の成年後見法, 有斐閣, 1994. 7
- 9) 多々良紀夫・二宮加鶴香：老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか～, 筒井書房, 1994. 4
- 10) 市川一宏 : イギリスにおける高齢者虐待の現状と課題ロンドン通信②, 社会福祉研究 , No. 60, P188-192, 1994
- 11) 柄澤昭秀：老人虐待をめぐって－米国の事情を中心に－, 保健婦雑誌, Vol. 51(7) , P511-516, 1995
- 12) 田中荘司：老人虐待の調査実態からみえてきたもの, 保健婦雑誌, Vol. 51(7) , P517-532, 1995
- 13) 高崎絹子佐々木明子谷口好美：老人虐待の概念化と在宅ケアの課題 日本の特徴と支援活動の方向, 保健婦雑誌, Vol. 51(7) , P524-532 , 1995
- 14) 澤田咲子：訪問を通して「老人虐待」問題を考える, 保健婦雑誌, Vol. 51(7) , P533-536, 1995
- 15) 青山幹子：訪問指導を通して「老人虐待」を考える, 保健婦雑誌, Vol. 51(7) , P537-539, 1995
- 16) 権利擁護センターすてっぷ：権利擁護ハンドブック, 社会福祉法人東京都社会福祉協議会, 1995
- 17) 野田愛子編 : 痴呆性高齢者権利擁護相談マニュアル, 社会福祉法人東京都社会福祉協議会, 1995
- 18) 中村雪江：高齢者虐待調査研究報告, 東京都医療社会事業協会社会対策部高齢者虐待調査研究委員会, 1995
- 19) 連合：介護者の2人に1人が虐待を経験：連合の「要介護者を抱える家族」実態調査結果, 厚生福祉, P6-10, 1995
- 20) 佐々木明子・高崎絹子他：高齢者虐待予防と看護支援に関する研究, 高齢者虐待共同研究プロジェクト, 1996
- 21) 長寿社会開発センター：イギリス社会サービス改革の現状V –イギリスにおける高齢者虐待対策–, 1996. 11
- 22) 長寿社会開発センター : イギリス社会サービス改革の現状IV –質向上のための監査精神障害をもつ高齢者施設のケア基準–, 1996. 11
- 23) 田中とも江 : 抑制のない看護の実践, 日本老年看護学会第1回学術集会抄録

- 集, P6, 1996. 11
- 24) 大國美智子他：高齢者虐待の全国実態調査, 長寿社会開発センター, 1997
 - 25) 江原勝幸：医療・保健・福祉専門職の責任と期待：老人虐待 米国からの報告-1, 訪問看護と介護, Vol. 2(9) , P662-665, 1997
 - 26) 江原勝幸：虐待の基本的知識：老人虐待 米国からの報告-2, 訪問看護と介護, Vol. 2(10) , P740-743, 1997
 - 27) 江原勝幸：虐待の実態と主な原因：老人虐待 米国からの報告-3, 訪問看護と介護, Vol. 2(11) , P818-821, 1997
 - 28) 江原勝幸：問題解決へのアプローチ：老人虐待 米国からの報告-4, 訪問看護と介護, Vol. 2(12) , P881-886, 1997
 - 29) 江原勝幸：チームアプローチの必要性和その課題：老人虐待 米国からの報告-5, 訪問看護と介護, Vol. 3(1) , P77-80, 1998
 - 30) 山口光治：わが国の在宅高齢者虐待に関するソーシャルワーク援助－高齢者虐待の概念整理を中心に－, ソーシャルワーク研究, Vol. 22(4) , P55-64, 1997
 - 31) 田中荘司：高齢者の権利擁護をめざして－「日本高齢者虐待防止センターの電話相談活動」, 社会福祉研究, No. 68, P71-75, 1997
 - 32) ピーター・デカルマー/フランク・グレンデニング：高齢者虐待 発見・予防のために, ミネルヴァ書房, 1998
 - 33) 津村智恵子他：在宅高齢者虐待の対処と予防・早期発見への支援事業報告書, 大阪老人虐待研究会, 1998
 - 34) 大國美智子他：「高齢者ケアにおける人権擁護に関する研究」報告書, 高齢者虐待防止研究会, 1998
 - 35) 田中荘司他：在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査, 高齢者処遇研究会, 1998
 - 36) 日本弁護士連合会：家族・暴力・虐待の構図, 読売新聞社, 1998
 - 37) いのうえせつこ：高齢者虐待, 新評論, 1999
 - 38) 田中荘司他：わが国における一般市民の高齢者虐待に関する意識調査 調査研究報告書, 高齢者処遇研究会, 1999
 - 39) 市川和彦：施設内虐待, 誠信書房, 2000
 - 40) 上田照子：在宅要介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景, 日本公衆衛生誌, Vol. 47(3) , P264-274, 2000
 - 41) 上田照子：在宅要介護高齢者の虐待に関する調査研究, 日本公衆衛生誌, Vol. 45(5) , P437-448, 1998
 - 42) 特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン：患者の権利オンブズマン, 明石書店, 2000
 - 43) 鈴木真理子：老人虐待論, 筒井書房, 2001

<その他の参考文献>

Note: an asterix is used to denote suggested readings for seniors or caregivers.

Baron, S. & Welty, A. Elder abuse. *Journal of Gerontological Social Work*. 25 (1/2). 1996. pp. 33-57.

Bee, H. *Lifespan Development*. HarperCollins: New York. 1994

Beers, M.H. & Urice, S.K. *Aging in Good Health: A Complete, Essential Medical Guide for Older Men and Women and Their Families*. Pocket Books. 1992.

Buckingham, R.W. (Ed.) *When Living Alone Means Living at Risk: A Guide for Caregivers and Their Families*. Prometheus Books. 1994.

Elder Abuse: A practical handbook for service providers. Ontario Association of Professional Social Workers. April, 1992.

Elder Abuse: The hidden crime. Advocacy Centre for the Elderly and Community Legal Education Ontario. 1996.

Fries, J. F. *Aging Well: The Life Plan for Health and Vitality in Your Later Years*. Addison-Wesley Publishing Co, Inc. 1989.

Gallagher, E.M. & Brunt, H. Head over heels: Impact of a health promotion program to reduce falls in the elderly. *Canadian Journal on Aging*. 15(1). 1996. pp. 84-96.

Harshbarger, S. From protection to prevention: A proactive approach. *Journal of Elder Abuse and Neglect*. 5(1). 1993. pp 41-55.

Harris, S.B. For better or worse: Spouse abuse grown old. *Journal of Elder Abuse and Neglect*. 8(1), 1996, pp. 1-33.

Hugman, R. The implications of the term "elder abuse" for problem definition and response in health and social welfare. *Journal of Social Policy*. 24(4). 1995. pp. 493-507.

- Financial abuse of elderly hits close to home. *The Globe and Mail*. April 7, 1997.
- Fulmer, T.T. Mistreatment of elders: Assessment, Diagnosis, and Intervention. *Nursing Clinics North America*. 24(3), September, 1989. pp. 707 - 716.
- Langholz, E. Manis, B. Nissenberg, S. Tougas, J. & Wright, A. *The Nutrition Game: The Right Moves if You're Over Fifty*. Bristol Publishing Entreprises. 1990.
- Lesemann, F. & Martin, C. (Eds.) *Home-Based Care, the Elderly, the Family and the Welfare State: An International Comparison*. University of Ottawa Press. 1993.
- Meddaugh, D. Covert elder abuse in the nursing home. *Journal of Elder Abuse and Neglect*. 5(3), 1993. pp. 21-37.
- Michaels, E. *Look to This Day: A Complete Guide to Health and Well-Being in Your Later Years*. Key Porter Books. 1995.
- Payne, B.K. & Cikovic, R. An empirical examination of the characteristics, consequences and causes of elder abuse in nursing homes. *Journal of Elder Abuse and Neglect*. 7(4), 1995. pp. 61-75.
- Penhale, B. The abuse of elderly people: considerations for practice. *British Journal of Social Work*. 23. 1995. pp. 95-112.
- Pittaway, E.D., Westhues, A. & Peressini, T. Risk factors for abuse and neglect among older adults. *Canadian Journal on Aging*. 14(2), 1995. pp. 20-44.
- Kosberg, J.I. & Garcia, J.L. Common and unique themes on elder abuse from a world-wide perspective. In Kosberg, J.I. & Garcia, J.L. (Eds.) *Elder Abuse: International and cross-cultural perspectives*. The Haworth Press, Inc. 1995.
- Wigdor, B.T. & Foot, D.K. *The Over-Forty Society: Issues for Canada's Aging Population*. James Lorimar & Company. 1988.

第4章 まとめ

高齢者虐待を発見するための調査項目を検討するために、文献研究においては、わが国で行われた虐待に関する著書や調査報告書をすべて収集し、そこで示されている調査項目とその回答傾向についての分析を行なった。この分析の目的は、わが国においては、「誰が」「どのような行為を行なうこと」を「虐待」と考えているのかを明らかにするためであった。

表4-1に示したように、主要な調査としては、10種類の調査が1994年から行なわれている。しかし、これらの調査は、報告書の名称は異なるが、同様の調査票を用いているものがあるため、表4-2に示したように、7種類の調査に集約されることがわかった。これらのすべての調査票で用いられた調査項目を合計すると、158項目が示された。その内容は、虐待の種類、虐待を行なっている加害者の状況、受けている被害者の状況、加害者と被害者の関係、その関係改善へのはたらきかけをしている専門職、おもに社会福祉専門職あるいは看護専門職の属性、その他を含めた膨大な内容となっている。

調査対象者に対して、高齢者虐待の内容を示した記述に関しては、定義がなされていない調査票もあるが、多くの場合『1. 身体的暴力による虐待、2. 性的暴力による虐待、3. 心理的障害を与える虐待、4. 経済的虐待、5. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による』といったアメリカ合衆国の高齢者虐待の定義が転記されていた。

そこで、次に、報告書や著書に示された事例から、高齢者虐待の状況を示した内容を抜粋し、その記述をまとめ、これらの情報を得る手段についてまとめた内容が表4-3である。

これらの検討結果から、虐待を発見するためには、その虐待場面を目撃する以外には、聞き取り調査、観察、面談、そして推測という手段しかなく、しかも、その基準を明確にすることは、かなり難しいことがわかった。

ただし、表4-4に示したように、虐待を他者が認知するまでには、少なくとも3段階が必要であることがわかった。第一段階（条件1）においては、事実を客観的に評価する段階である。ただし、この段階においても、何らかの基準は必要である。例えば、「食事のメニューが偏っている」といった内容は、どのようなメニューであったため、そう判断したかという基準を作る必要がある。また、水分摂取量などについても、単に外見だけで判断するのは、専門職でない限り難しいと考える。

また、第二段階は、この状況が「本人の意向によるもの」という場合には、虐待ではないと考えることにした。例えば、「歯磨きをしない」という高齢者の例が紹介されたことがあるが、歯磨きをする習慣がないという場合は、歯磨きを無理にさせることはないという考え方もある。また、メニューの偏りについても、好きなものだけを食べたいという高齢者も少なくない。すなわち、第二段階は、第一段階として、不健康であり、今後、さらに状況が悪化し、本人の生命に危険が及ぶ可能性があったとしても、本人の意向が明確であれば、虐待と定義しないと考えた。

あれば、虐待と定義しないと考えた。

ただし、この第二段階において、「痴呆症状」を持った高齢者の場合には、この第二段階は、ないものとした。

第三段階は、『尿・便のにおいがする、便器が汚れている』といった現状が観察された場合であるが、この場合、本人の意向が不明である場合は、何も対応されていないという事実が重なって、「放任」と定義することと考えた。

これらの三段階を経て、虐待と定義されることになると思った。これまで収集した文献から抜粋した事例は、この結果、虐待の種類としては、「放任」、「暴言」、「暴力」、「拘束」、「不適切な介護」という5種類となった。

また、事例としてあげられた現象がもっとも多いのは、放任であり、食事、排泄、清潔の保持、居住環境の整備といった観点から評価が行なわれると考えられた。

これらの内容を総合して、検討されたのが資料3に示した調査票である。この調査票を用いて、ある県において調査を実施中である。

虐待と放置の概念が社会にとって重要な意味を持つてくる理由は、その社会が一定の介護や安寧に関する水準達成を必要とした時である。すなわち、わが国にとっては、2000年に実施された介護保険制度がその時であると考えられる。また、「虐待」を新たな社会問題としてみなす特徴とは、地域社会の介護に関する新たな政策の展開がなされる時といえ、今日の社会における高齢者虐待をめぐる議論の理論的基盤が構築されることが必要であろうと考える。そこで虐待につながる要因とそれを生じさせるパターンをさらに深く知ることが重要だからである。

このように虐待に関する理論的基盤を体系化し、その定義について、市民一人一人が理解できるようになることが、新たな社会問題としての虐待を予防するために必要な第一の課題ではないかと考えられる。

表4.1高齢者虐待に関する主要な調査報告書

no.	タイトル	報告書の構成	研究目的	調査の内容調査対象者・人数・回収率	虐待の定義
1	高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究 田中荘司 (1994)	第1章:調査研究の展開 第2章:在宅介護支援センターの活動状況 第3章:高齢者虐待の状況 第4章:事例研修 結び	福祉に対する基本的認識をふまえ、対症療法的福祉として位置づけられる今日の福祉制度の整備時代の後に到来する、21世紀の最大課題になると思慮される人権福祉時代への基礎的研究として、予防福祉としても重要な相談福祉の充実を期待し、在宅高齢者をとりまく人間関係の不調整問題の実態究明と高齢者の尊厳が各家庭で、どのように確保されているかの一方案として、虐待状況を把握することを目的としたものである。	調査方法: 1. 文献調査:高齢者の福祉施設における人間関係調整に関する先行研究資料および情報の収集。高齢者虐待についての海外情報の収集を行い、高齢者虐待の定義と分類等を明確にする。 2. アンケート調査:在宅介護支援センターの機能についての現状調査。郵送法。対象者:全国400ヶ所の在宅介護支援センター 調査期間:平成5年5月25日~平成5年6月30日 回収率:55%(回収数220) 3. 事例調査:アンケートの結果より、主な高齢者虐待事例についてヒアリング調査の実施。 回収率:報告数144ケース中17ケースについてヒアリング調査を実施。	1. 身体的暴力による虐待 2. 性的暴力による虐待 3. 心理的障害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による
2	高齢者虐待調査研究報告 中村雪江 (1995)	調査研究の報告	高齢者に対する虐待の実態を調査することにより、高齢者の人間的尊厳や基本的人権がどのように侵害されているかを把握することを目的に行ったものであり、今後の高齢者福祉の質的向上を図るために寄与することができることを目的としている。	調査方法:調査表を郵送、返送後ケーススタディを行う 対象者:東京都医療社会事業協会会員が所属している300機関 調査期間:平成6年11月24日(調査票発送)~平成7年1月14日(集計) 回収率:報告数は医療機関36名(76.6%)、施設3名(6.4%)、その他5名(10.6%)、不明3名(6.4%)	定義なし(調査票の記載例を参考にするよう説明している)
3	高齢者虐待予防と看護支援に関する研究 佐々木明子、高崎絹子他 (1996)	調査研究の報告	老人虐待の実態や介護家族の状況、虐待の生じる背景や特質を把握するとともに、それに関わる看護職の対応状況や対応する上での意識や専門的研修の実態を都市部、農村部とその中間の3地域の比較をしながら検討し、今後の老人への虐待の予防の看護支援の方向性を見出す	調査方法:郵送法による自記式質問紙調査、3地域の比較 対象者:埼玉県、福岡県、山形県の保健所、市町村、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターなど。 埼玉県の全市町村92ヶ所、福岡県の全県保健所21ヶ所、政令市保健所15ヶ所、市町村93ヶ所、訪問看護ステーション50ヶ所、在宅介護支援センター41ヶ所、山形県の全県保健所8ヶ所、市町村44ヶ所、訪問看護ステーション50ヶ所、計368ヶ所のすべての看護職計1811名。 調査期間:1995年5月~9月 回収率:報告数は埼玉52例、福岡2例、山形37例、合計171例	虐待の種類①身体的暴力②介護拒否・放任③情緒的、心理的暴力④金銭的、物質的暴力⑤性的暴力⑥その他
4	老人虐待と支援に関する研究 老人虐待研究プロジェクト (1996)	調査研究の報告	老人虐待の実態を、単に被害老人や家族の状況だけではなく、虐待が生じる背景や援助の特質を探るとともに、地域の看護職が実際どのような困難に直面しているかを知り、今後の地域ケアに関する示唆を得ることを目的としている。	調査方法:郵送法によるアンケート調査 対象者:埼玉県の92の全市町村の保健担当部署の全保健婦356人 調査期間:平成7年5月~7月 回収率:82.6%(76市町村)、報告事例数52例	

no.	タイトル	報告書の構成	研究目的	調査の内容調査対象者・人数・回収率	虐待の定義
5	高齢者虐待の全国実態調査大園美智子(1997)	調査研究の報告	全国規模で高齢者虐待のアンケート実態調査を行い、その誘因や大所策を検討する。虐待状況の類型化とあわせ、その背景を多角的に分析、誘因となる状況への効果的対処・予防策を考える。	調査方法: 郵送によるアンケート調査。対象者: 全国の保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人性痴呆疾患センター、精神病院・診療所等4150機関。 調査期間: それぞれの機関で1995年4月1日～1996年3月31日までの1年間に取った高齢者虐待事例すべてについて記載を依頼。 調査用紙はA、B2種類を作成。 A調査: それぞれの調査機関における高齢者相談窓口業務の活動状況の実態と虐待事例発見状況、対処内容の把握。 B調査: 高齢者虐待事例の被害者者と虐待者の状況、問題把握と専門職者の支援内容把握。 回収率: A調査36.9%(1531機関)、B調査の報告数は492機関より977事例	虐待の分類 1. 身体的暴力による虐待 2. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待 3. 心理的障害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 性的暴力による虐待
6	高齢者の安全確保に関する調査研究事業報告書 高崎絹子他(1998)	第1章我が国の高齢者虐待の実態に関する基礎的研究 第2章日本における高齢者虐待の研究について 第3章電話相談による高齢者虐待の実態研究 第4章高齢者虐待防止シンポジウム	我が国でも低い福祉水準の発展段階であるもの高齢者の家庭内虐待がどの程度存在するものかの実態を究明し、今後の高齢者の生活の質の向上の一環として、人権福祉の啓蒙、具体的な対応策のあり方についての基礎資料を得ることを目的としたものである。	(6.の調査2、3と同じ) 調査方法: スクリーニング調査と詳細な虐待調査の二段階の方式 対象者: 全国の在宅介護支援センター400ヶ所 調査期間: 平成4年10月～平成5年3月 回収率: 55%(220ヶ所)報告事例数47ヶ所から144ケース	(1)虐待(abuse)は、単に暴力的行為を意味するだけでなく、下記のような世話等を放置するという放任(neglect)も含まれます。(2)また、他者による虐待だけでなく、自分で自分の清潔保持や健康管理・家事等を怠るという自己虐待・自己放任も含まれます。(3)さらに、意図的に虐待や放任をするのではなく、知らず知らずのうちに良くない対応や言動をしまつていてという無意図的な虐待・放任も含まれています。一覽表あり176ページ
7	在宅高齢者虐待の対処と予防・早期発見への支援事業報告書 津村智恵子他(1998)	I 事例検討会の報告 II 講演会の要約 III 調査報告	1)在宅要介護高齢者に関わる保健医療福祉職の高齢者虐待を中心とした人権意識と調査の実態を明らかにする。 2)高齢者虐待の対処方法、早期発見のための具体策を検討する。 3)在宅要介護高齢者に関わる保健医療福祉職に対する虐待予防研修のあり方について検討する。	調査方法: 郵送法によるアンケート調査 対象者: 大阪府下の訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、市町村保健センター、政令市保健所、社会福祉協議会、福祉事務所、老人保健施設・特別養護老人ホーム等に所属する相談援助に携わる保健・医療・福祉職2615人、473機関 調査期間: 平成9年12月10日から平成10年1月10日までの1ヶ月間 回収率: 2615人中1437人(55.0%)	虐待の分類 1. 身体的暴力による虐待 2. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待 3. 心理的障害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 性的暴力による虐待
8	「高齢者ケアにおける人権擁護に関する研究」報告書 津村智恵子他(1998)	調査研究の報告 7-IIIと同じ	(はじめにの文章から抜粋) まずは、高齢者に関わる保健医療福祉職の虐待に対する意識を高めることが先決だと思われまふ。そこで今回は人権への意識と行動に関する実態を明らかにし、早期発見の手だてを考えたく、調査に取り組み	調査方法: 郵送法によるアンケート調査 対象者: 大阪府下の訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、市町村保健センター、政令市保健所、社会福祉協議会、福祉事務所、老人保健施設・特別養護老人ホーム等に所属する相談援助に携わる保健・医療・福祉職2615人、473機関 調査期間: 平成9年12月10日から平成10年1月10日までの1ヶ月間 回収率: 2615人中1437人(55.0%)	虐待の分類 1. 身体的暴力による虐待 2. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待 3. 心理的障害を与える虐待 4. 経済的虐待 5. 性的暴力による虐待

no.	タイトル	報告書の構成	研究目的	調査の内容調査対象者・人数・回収率	虐待の定義
9	在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査	第1編電話相談事業 第2編在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査 第3編日米高齢者虐待防止シンポジウム	本調査は、在宅及び福祉施設等で生活している要介護高齢者、心身障害者(20才以上)が、人間としての実態を保持しながら日々生活しているかどうかを実証するため、過去1年間に虐待の被害を受けた経験の有しているかについて把握し、今後の虐待防止の究明に資するとともに人権福祉の向上に寄与することを主目的に実施したものである。 また日頃要介護者等の介護サービスに直接従事している介護福祉士の虐待及び人権意識に関する意識調査を同時に実施し、虐待究明への背景的理解に努めることをも調査の目的としたものである。	調査方法：郵送法でアンケートによる間接調査 対象者：日本社会福祉士会に所属する約1万人のうち、各県支部で無作為に抽出した介護福祉士1000名 調査期間：平成9年10月17日～11月17日 回収率：37.4% (374名)	虐待の定義 施設内の虐待 1身体的暴力による虐待他人から殴られたり・蹴られたり・つねられたり・押さえつけられたり等の暴行を受け、身体に外傷・内出血(痣)・打ち身・捻挫・火傷等の傷跡が見受けられる場合。また、意思に反して身体を拘禁された場合。 2性的暴力による虐待 高齢者や障害者が性的暴力またはいたづらを受けたと見受けられる場合。 3心理的障害を与える虐待 主として介護者や職員側等からの言葉による暴力(侮辱・脅迫)や無視等によって心理的に不安定状態または心理的孤立陥り、日常生活の遂行に支障をきたすおびえなどの精神状態が見受けられる場合。 4経済的虐待 高齢者や障害者の年金等の現金を渡さない、または、取り上げて使用したり、高齢者や障害者所有の預貯金等を無断で処分するなどされ、過度の経済的不安感を与えられたと見受けられる場合。 5介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による 日常の介護拒否・健康状態を損なうような放置(治療を受けさせない・適切な食事が準備されていない等)や日常生活上の制限(外出や外泊するのに制約を課す)などによって、高齢者や障害者の健康維持・日常生活への援助が意図的にされていないと見受けられる場合。 在宅内での虐待 1身体的暴力による虐待他人から殴られたり・蹴られたり・つねられたり・押さえつけられたり等の暴行を受け、身体に外傷・内出血(痣)・打ち身・捻挫・火傷等の傷跡が見受けられる場合。また、意思に反して身体を拘禁された場合。 2性的虐待 高齢者や障害者が性的暴力またはいたづらを受けたと見受けられる場合。 3心理的障害を与える虐待 主として介護者や職員側等からの言葉による暴力(侮辱・脅迫)や家庭内での無視等によって心理的に不安定状態または心理的孤立陥り、日常生活の遂行に支障をきたすおびえなどの精神状態が見受けられる場合。 4経済的虐待 高齢者や障害者の年金等の現金を渡さない、または、取り上げて使用したり、高齢者や障害者所有の不動産等を無断で処分するなどされ、過度の経済的不安感を与えられたと見受けられる場合。 5介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による 日常の介護拒否・健康状態を損なうような放置(治療を受けさせない・適切な食事が準備されていない等)・日常生活上の制限(火気器具等の使用制限)や戸外に閉め出すなどによって、高齢者や障害者の健康維持・日常生活への援助が意図的にされていないと見受けられる場合。(ただし、介護者の無理解、無知による非意図的な場合は除きます。) 注)下線の箇所は「施設内での虐待」と異なる内容部分です。
10	わが国における一般市民の高齢者虐待に関する意識調査 調査研究報告書 田中荘司 (1998)		虐待究明の一助となる基礎的母体である一般市民に対する虐待の意識構造を明らかにすべく、今後の高齢者虐待の一層の究明に資することを目的とした。	調査方法： 1. 高齢世代調査：郵送法 対象者：都内4地区の老人クラブ員1000名 調査期間：平成10年10月29日～11月30日 回収率：有効回答率62.1% (回答数621(622通の回収のうち60歳未満の回答1を除く)) 2. 若年世代調査：郵送法 対象者：東京都と千葉県の一部に在住する小・中・高校の教員1100名 調査期間：平成10年8月5日～11月15日 回収率：有効回答率40.6% (447名)	